

地域未来投資促進法を弾力的に活用！

# 成田新産業特別促進区域において 物流拠点整備を促進します！

成田空港周辺地域における  
土地利用規制の弾力化！



出典：成田国際空港株式会社 NARITA AIR CARGO TERMINAL

① 「成田新産業特別促進区域」※の交通の要衝周辺において

※成田空港周辺9市町（千葉県成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町）

② 成田空港の機能と一体的利用が必要な  
物流施設等を整備する場合は、

③ 地域未来投資促進法を弾力的に活用することで、

農林水産省が  
全国初の取扱通知  
を发出！

事業用地として農地を選定することができます！

お問い合わせ

千葉県総合企画部成田空港政策課

【電話】

043-223-2050

【URL】 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kuushin/chiikimirai/narita.html>



詳しくは裏面へ！

# 地域未来投資促進法の弾力的活用による土地利用規制の弾力化について

STEP  
01

千葉県と9市町が、地域未来投資促進法に基づき策定した「**成田新産業特別促進区域基本計画**」において、事業者の投資促進を図る地域として**重点促進区域**を設定します。

STEP  
02

事業者は、重点促進区域内に、成田空港の機能と一体的利用が必要な物流施設等を整備する場合であれば、**農用区域内の土地を選定することができます**※。

※事業者の計画をもとに、市町が農地等の土地利用調整に関する計画を作成し、県の同意を得る必要があります。

STEP  
03

事業者は、基本計画に基づき、当該事業について県の承認を受けることで、規制の特例措置として**農用区域からの除外**や**農地転用**が可能となります。

## 主な規制の特例措置

- ①原則不許可となっている**農地（第一種農地等）**について、**例外的に転用が可能**
- ②4 haを超える農地転用許可における農林水産大臣との協議が不要 等

【地域未来投資促進法とは】

地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業者を支援する法律であり、県に承認された事業者は、農地転用許可等の手続きに関する配慮等の規制の特例措置などの各種支援制度が活用できる。

## 「成田新産業特別促進区域基本計画」について

令和5年度～：重点促進区域の設定

### 対象地域

成田空港周辺9市町（千葉県成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町）

### 重点促進区域の設定を検討する地域

- 成田空港ゲートからおおむね5 km
- 高速道路等のインターチェンジからおおむね3 km
- 国道と国道の交差点からおおむね3 kmの範囲内で、県と市町の調整等が整った地域

企業ニーズ等も踏まえて検討します！

### 促進分野

**物流関係分野**（成田空港の機能と一体的利用が必要な物流施設等）

## 成田空港周辺地域に進出を検討している企業の皆様へ

- 地域未来投資促進法の活用を検討している企業の立地相談等に対応します！
- 同法を活用した開発について、関係機関と連携し、ワンストップで支援します！

千葉県マスコット  
キャラクター  
チーバくん

